コーポレート・ガバナンス報告書

2023年11月2日

WizBiz株式会社

代表取締役社長 新谷 哲

問合せ先: 取締役管理部長 永田 浩

03 - 6809 - 3845

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は中小企業向け経営課題解決メディア企業として、お客様に価値ある情報、商品・サービスを提供するとともに、広く社会の一員としてその責務を果たし貢献するため、適切な経営判断を迅速に行うと同時に、高い経営の透明性と経営監視機能を発揮する最良のコーポレート・ガバナンスを実現することが必要と考えています。取締役会は、会社法、関連法令および定款に次ぐ重要なものとして「コーポレート・ガバナンスの基本方針」を定め、企業価値の向上に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新谷 哲	174,900	32.64
株式会社東広	126,000	23.52
株式会社カクカ	48,000	8.96
株式会社パジャ・ポス	22,500	4.20
WizBiz 従業員持株会	18,600	3.47
株式会社インデックス・プロモーション	18,000	3.36
株式会社エッジマインド	15,000	2.80
NetReal 株式会社	12,900	2.41
株式会社 CCS	12,000	2.24
平野 雅之	9,000	1.68
新谷 知子	9,000	1.68

支配株主名	該当事項はありません。

親会社名	該当事項はありません。
親会社の上場取引所	該当事項はありません。

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

現在、支配株主はおりませんが、当社の株主には当社の取引先が複数存在しております。そのため、 取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意しており、当社及び少数株主に不利 益とならないよう適切に対応しております。

=	その他コー	_ 	L . +	゛ヾ゙ヰヽ。‐	フル・香田	ナ> 早/ 郷 大	トラ	= z	#キワロナ>	車性
5 .	その他コー	-ホレー	ト・カ	ハナン	くに卑劣	な影響を	・コス	つる	特別な	事作

- Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況
- 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	_

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員	なし
会の有無	

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門と監査役は、内部監査計画やその結果について、相談・報告等を随時行っております。 また、当社は、大会社でないため会計監査人を設置しておりませんが、東陽監査法人による外部監査 により、財務・経理部門より出される開示資料の適正性を、内部監査部門が実施した内部統制報告書 の結果及びプロセス等に基づいて、評価及び指導を頂いております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	-

会社との関係(1)

氏名	属性		会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m
藤井 辰巳	他の会社の出身者													
山岸 順子	弁護士													
安田 憲生	公認会計士													

- ※1 会社との関係についての選択項目
- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j.上場会社の取引先 (f、g 及び h のいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 1.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	
	役員		選任の理由
	仅貝		
藤井 辰巳		_	会社経営に直接関与され
			た経験、上場会社での内
			部統制の整備・運用に関
			する経験を有しており、
			社外監査役としての職務
			を適切に遂行いただける
			ものと判断し、選任して
			おります。
山岸 潤子	_	_	弁護士として法律に関す
			る専門知識と豊富な業務
			経験を有しており、社外
			監査役としての職務を適
			切に遂行いただけるもの
			と判断し、選任しており
			ます。
安田 憲生	_	_	公認会計士として会計・
			税務に関する専門知識と
			豊富な業務経験を有して
			おり、社外監査役として
			の職務を適切に遂行いた
			だけるものと判断し、選
			任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策	ストックオプション制度の導入
の実施状況	

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1-1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬は開示しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については株主総会で決議された報酬総額の限度内において、各取締役の個別報酬額 を取締役会の決議により決定しております。

監査役の報酬については株主総会で決議された報酬総額の限度内において、各監査役の個別報酬額 を監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員の専従スタッフは配置しておりませんが、サポートは管理部が行っております。取締役会 等重要会議の資料の事前配布に当たっては、可能な限り早期の配布に努めるとともに、必要に応じ て説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は株主総会、取締役会、監査役会など会社法の機関に加え、コンプライアンス・マネジメント委員会を設置したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。業務執行の権限・責任を取締役会が担い、業務執行又は取締役会から独立した監査役及び監査役会が、取締役に対する牽制機能を担っております。

a.取締役及び取締役会

当社の取締役会は取締役4名により構成されており、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、業務を遂行するとともに、取締役間で相互に職務の遂行を監督しております。また、取締役会には監査役3名(うち3名が社外監査役)が出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。

b.監査役及び監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。常勤監査役は取締役会に出席し、必要に応じて事業運営における定例会議等にも出席しており、取締役の職務執行を全般にわたって監視しております。

また、原則として、毎月1回の監査役会を開催し会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。

非常勤監査役においては、取締役会及び監査役会等の重要な会議に出席し、それぞれの専門的見地 及び豊富な経験をもとに、客観的・中立的立場からの意見を提言することで、業務執行取締役の職務 執行に対する監査役による監査の実効性を高めることができると考えております。

c.コンプライアンス・マネジメント委員会

当社のコンプライアンス・マネジメント委員会は、全ての取締役、監査役、内部監査担当で構成され、コンプライアンス・マネジメント委員会細則に従い、代表取締役を委員長にして、毎四半期定期的に開催し、会社の内部統制システムの整備について監視し、その結果を適宜取締役会に報告しております。

d.内部監査

当社の内部監査は、代表取締役が任命した内部監査担当が「内部監査規程」に基づき定期的に行います。監査結果は、代表取締役、コンプライアンス・マネジメント委員会に報告され、被監査部門に対

しては結果及び所見について講評するとともに、被監査部門からその改善措置、方針の回答を求め、 確認を行っております。なお、内部監査担当は内部監査の状況等について随時、監査役及び監査法人 と連携しております。

e.監査法人

当社は東陽監査法人と監査契約を締結しており、独立した立場からの会計監査を受けております。なお、同監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、環境変化に迅速に対応するために取締役会に権限・責任を集中させる一方で、業務執行又は 取締役会から独立した監査役会を構成する各監査役3名を全て社外監査役とするなど、監査体制の 強化を行っております。また、各監査役は内部監査担当者及び監査法人とも連携を行うよう努めて おります。これらの各機関が相互に連携することで牽制を効かせ、実効性あるコーポレート・ガバナ ンス体制が実現できると判断し、現在の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知	株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、当社ホームペー
の早期発送	ジへの掲載を行う予定としております。
集中日を回避した	当社の決算期は9月であり、より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日
株主総会の設定	を回避した日程の設定に留意いたします。
電磁的方法による	今後検討すべき事項と考えております。
議決権の行使	
議決権電子行使プ	今後検討すべき事項と考えております。
ラットフォームへ	
の参加その他機関	
投資家の議決権行	
使環境向上に向け	
た取組み	
招集通知(要約)の	現在のところ、英文による提供は考えておりません。
英文での提供	
その他	-

2. IR に関する活動状況

r	
	補足説明
IR 資料をホームペ	コーポレートサイト内に IR ページを開設し、TDnet に開示された各種開示情
ージ掲載	報を掲載して行く予定です。
IR に関する部署(担	情報取扱責任者を取締役管理部長とし、管理部が情報開示担当部署となり IR

当者)の設置	活動を行ってまいります。
--------	--------------

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	TDnet やコーポレートサイトでの適切な情報開示を行ってまいります。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において次のとおり決議しております。

- 1. 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- (1) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス基本規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- (2)「内部通報制度運用規程」を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に 対する不利益な扱いを禁止する。
- (3) 監査役は、「監査役会規程」に基づき、公正普遍な立場から取締役の職務執行状況について適宜 監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事 実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に勧告し、状況によりその 行為の差し止めを請求できる。
- (4) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査担当者は、監査の結果を社長に報告する。
- (5) 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知し明文化する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁媒体(以下、文書等という) に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (2) データ化された機密情報については、「情報管理規程」及び「個人情報取扱規程」に従い適切に 管理する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 当会社は、損失の危険に対処するため、リスク管理に関する各種社内規定を整備し、適宜見直す。
- (2) リスクを統合的に管理するため管理部が主管部署となり、リスク管理に関する会合等を行い、リスクの早期発見及び未然防止に努める。
- (3) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・マネジメント委員会を設置し、全社的リスク管理の進捗状況を監視し、その結果は取締役会に報告する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (1) 取締役会は月に一度定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び「取締役会規程」に定める事項について、機動的な意思決定を行う。
- (2) 当会社の業務執行上の意思決定は、取締役会決議事項を除き、「職務権限規程」に定める職務権限及び手続きにしたがって決定するものとする。
- (3) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく各部署毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期の業績管理の実施を行う。
- (4) 取締役、幹部社員等で構成する幹部会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、その人事や内容について取締役会及 び監査役会が協議のうえ、使用人を配置するものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用 人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の要請により監査業務に必要な使用人を配置した場合、その命令等指揮権に関しては、監査 役に委譲されたものとし、使用人は取締役の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会ほかの重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。また前記に拘らず監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。また、代表取締役 社長との間で定期的に意見交換をする。
- (2) 監査役は、監査役会において、監査実施状況等について情報の交換・協議を行う。また、監査 法人の監査業務遂行に協力し、定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内 部監査部門との連携を図ることで、効果的な監査業務を行う。
- 11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 内部監査部門は、毎期財務報告に係る内部統制の有効性評価を行う。有効性評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じなければならない。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、外部専門機関と連携するなど、毅然とした対応をとる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当会社における反社会的勢力排除のための基本方針については、「反社会的勢力等排除規程」において定めており、具体的には下記内容の基本方針を定めております。

- (1) 反社会的勢力等からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨み、民事と刑事の両面からの 法的対抗手段を講じる。
- (2) 反社会的勢力等を排除するため、外部専門機関と緊密な連携を図る。
- (3) 社内体制を整備し、反社会的勢力等とは取引関係を含めて一切の関係を遮断する。
- (4) 反社会的勢力等に対しては、直接的、間接的を問わず、一切の利益供与を行なわない。
- (5) 反社会的勢力等との関係についての調査等を行う場合は、個人情報保護法等の関連法令を遵守する。

反社会的勢力に対する業務を所管する部署は管理部とし、実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力等のチェックマニュアル」を整備しております。また、社内体制としては、コンプライアンス・マネジメント委員会を設置し、その活動を監視しております。

V. その他

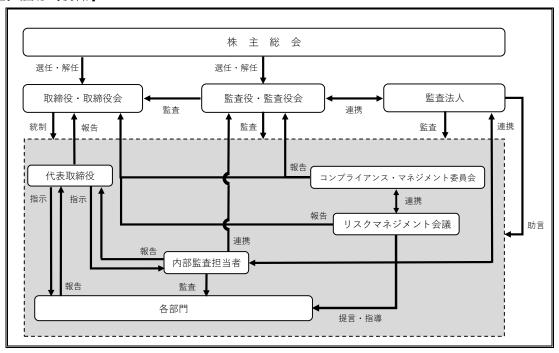
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

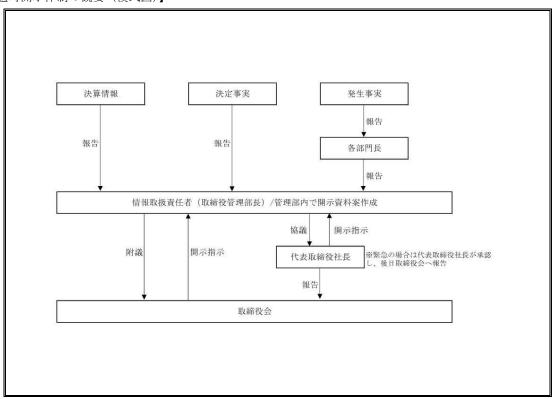
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制のフローの模式図 (参考資料) を添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】



以上